

令和 4 年 12 月

農 業 委 員 會
總 會 議 事 錄

令和 4 年 12 月 5 日
武 雄 市 農 業 委 員 會

令和4年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和4年12月5日（月）
(開会) 9時00分 (閉会) 9時55分

2. 場 所 文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席番号	氏名	出席	欠席	議席番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稻富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎		○
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

なし

5. 協議事項

- | | |
|--------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 | 6件 |
| 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請 | 2件 |
| 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 | 8件 |
| 議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について | |
| 議案第5号 非農地証明事務処理要領の一部改正について | |
| 議案第6号 武雄市非農地証明願 | 3件 |
| 議案第7号 特例農地の指定について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について | 1件 |

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。時間になりましたので、令和4年12月の農業委員会「総

会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員 18 人の出席、欠席者 1 名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和 4 年 12 月の武雄市農業委員会総会を開会します。

今回は、議案第 1 号から第 7 号までの審議をお願いします。

本日の議事録署名人に、議事録署名人に、9 番 山田委員、18 番 相原委員を指名します。

それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 11 月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

会 長 それでは、議案第 1 号を議題とします。

農地法第 3 条の規定による許可申請が 6 件提出されています。

この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 1 号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の 1 ページからになります。

まず、申請番号 1 番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は、○○町の畠 1 筆の 247 m²。譲渡人は、昭和 30 年頃に土地のやりとりをしていたが、農地法の許可を取得していなかったため、名義変更をおこなうにあたり、正式に申請する。ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 2 番。権利の内容は所有権移転。土地は、○○町の田 8 畝、畠 21 畝の合計 29 畝、13,346 m²。譲渡人は高齢のため、今後の耕作・管理が難しいので、同居している息子に今後の耕作・管理を託し、贈与を行う。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、発生しておりません。

申請番号 3 番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、○○町の田 5 畝、畠 3 畝の合計 8 畝、5,743 m²。譲渡人は高

齢のため、今後の耕作・管理が難しいので、同居している息子に今後の耕作・管理を託し、贈与を行う。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、発生しておりません。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転。○○町の田1筆、畠2筆の合計3筆、1,949m²。譲渡人は、市外に住んでいるため耕作・管理することができない。家と併せて譲りたい。ということで申請が提出されています。家とセットで購入されているので農地の価格は不明です。

申請番号5番。権利の内容は所有権移転。土地は、○○町の畠1筆、230m²。譲渡人はお互いに自宅に近い農地の交換を行うもので農地の価格につきましては、発生しておりません。

申請番号6番。権利の内容は所有権移転。土地は、○○町の畠1筆351m²。譲渡人はお互いに自宅に近い農地の交換を行うもので農地の価格につきましては、発生しておりません。

以上、6件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 事務局の説明が終わりました。この6件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による6件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。
申請番号1番。土地は○○町の畠1筆1, 772m²。申請事由は「高齢のため、茶畠を縮小したい。」ということで植林を計画されております。工事完了時期は令和5年3月となっています。農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。

申請番号2番。○○町の田1筆、畠1筆合計2筆の186m²。申請事由は「平成13年頃から石垣を積み埋め立てて、駐車場として大聖寺へ無償で貸している。」ということで、すでに駐車場として使用されているため始末書を添付しております。同時利用地宅地1筆を含む526.23m²あります。農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。この2件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

2番委員 2番についてですが、○○さんは、もう高齢で管理できない、息子に聞いてもできないということなので処分したいということでした。以上、よろしくお願ひします。

会長 他にありませんか。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町の田3筆の面積5, 313m²です。農振除外済となっています。申請理由は、「国道や武雄北方インター及び駅が近いため、交通の便がよく、こども園、中学校、医療機関、商業施設があり、生活環境として恵まれているため、14区画の分譲住宅用地として計画した。」ということです。工事完了時期は令和5年5月31日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆の面積が1, 898m²。申請理由は、「申請地所有者より、当該地及び隣接宅地の維持管理が困難になり、売却をしたいとの相談があり、検討の結果分譲地の立地として申し分ないと判断し、申請に至った。」ということで同時利用地3筆を含む2470. 08m²の8区画の宅地分譲の予定です。工事完了時期は令和5年12月31日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆、畠1筆合わせて2筆の面積1, 139m²です。こちらは、農振除外済となっています。申請理由は、「申請地は住環境、生活環境、交通への条件も良く、需要の高い地区です。農地所有者の快諾を得ることができたので賃貸住宅用地として申請を行うものです。」ということで木造平屋建て4棟の賃貸住宅の計画です。工事完了時期につきましては令和5年5月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして申請番号4番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畠1筆の面積275m²です。申請理由は、「交通の便も良い地域で住宅用地として最適であるため申請に至った。」ということで1区画の分譲住宅の申請が提出をされております。工事完了時期は令和5年2月15日となっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号5番、権利の内容は賃借権設定となっております。土地につきましては、〇〇町にあります畠1筆の面積が453m²。申請理由は、市の「〇〇等利活用事業」において、弊社が事業者として選定されたため申請するもの。」ということです。同時利用地14筆を含む3, 205m²にキャンプ場を計画されています。工事完了時期は令和5年3月31日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号6番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、〇〇町にあります田1筆と畠1筆の計2筆で面積が472m²。申請理由は、「現在、賃貸住宅に居住しており、新築を計画していたところ、申請地を紹介され、譲渡人の方にも了承いただいた。」ということで

工事完了時期は令和5年9月30日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

申請番号7番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、○○町にあります田2筆、畑2筆の合計4筆の面積が837m²です。申請理由は、「農地所有者が高齢になり、後継者もいないため今後の耕作管理を懸念していたが、譲受人のかねてより計画していた太陽光発電事業と中古車置場との諸条件が合い、今回の申請に至る。」ということで工事完了時期は令和5年2月4日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号8番、権利の内容は所有権移転となっております。土地につきましては、○○町にあります畠1筆の面積が234m²。申請理由は、「家族で車を6台所有しております、自宅には1台しか停められないため、5台分の駐車場スペースを探していたところ、土地所有者と売買の話がまとまりました。」ということで工事完了時期は令和5年4月30日となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料の方に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。このうち1番、2番、3番の案件については、11月25日に調査委員会を行っておりますので、座長の永石芳彦委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（14番委員）

令和4年12月26日午後1時30分から、C班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 申請番号1番「自動車販売店舗」について審議しました。主な質疑は、土地改良区所管の東側水路について「土地改良区からの承諾はもらっているのか」という質疑があり代理人から「土地改良区の方と現場立ち合いで、草が生えないように張コンをするよう言われた」との回答がありました。その他にも「集合住宅とはどのようなものか」という質疑があり「3階建ての賃貸アパートを建てて、アパートのオーナーを募集する予定である」との回答がありました。

以上、申請番号1番の案件について、質疑等ありましたが調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会長 ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたので、4番から8番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

7番委員 7番についてですが、○○さんは新幹線工事に伴い立退きのため○○に転

出され、耕作ができないと苦慮してたところに○○の方が中古車置き場と太陽光設置を計画したいと話があり承諾したと相談があり、やむおうえないと思います。

会長 他にございませんか。なければ質疑を開始します。何かございませんか。

5番委員 5番についてですが、キャンプ場の汚水についてはどこに流すのでしょうか。

2番委員 ○○のキャンプ場の汚水は、○○に流れる配管に流しため池には流さないということで確認できています。

5番委員 ため池は○○の共有になっていると聞いていたが専用の排水管に流すという事であればそれで結構です。

会長 他にありませんか。それでは、質疑も無いようですので質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》

会長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和4年度第9号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

○○町、田、再設定、1件、1筆、2, 250 m²。

○○町、田、新規、1件、1筆、5, 283 m²。

再設定、4件、8筆、22, 930 m²。

○○町、再設定、8件、15筆、19, 383.56 m²。

○○町、田、新規、2件、2筆、5, 263 m²。

田、再設定、7件、18筆、19, 127 m²。

○○町、田、新規、1件、1筆、2, 069 m²。

田、再設定、1件、1筆、4, 022m²。
○○町、田、再設定、2件、4筆、2, 722m²。
○○町、なし
○○町、田、再設定、8件、11筆、15, 215m²。
○○町、田、再設定、4件、10筆、15, 611m²。
となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。
以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

会長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

7番委員 ○○町1番についてですが、兄弟であるようだが○○町から○○町まで耕作に来るのでしょうか。

事務局 兄弟でありお兄さんが耕作できないようになったので弟さんが耕作することになり○○まで耕作に来るということです

会長 他にありませんか。意見も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

会長 ないようですので質疑を止めます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

————《議案第5号 非農地証明事務処理要領の一部改正について》————

会長 次に議案第5号を議題といたします。「非農地証明事務処理要領の一部改正について」、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

事務局 武雄市非農地証明事務処理要領の一部改正案について説明いたします。
武雄市非農地証明事務処理要領の本文を、別紙(案)新旧対照表の「改正後」の通りに一部改正をお願いします。次のページをお願いします。一番下の(6)に「(1)から(5)までに掲げるものを除くほか、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可を得る必要がない案件で、特に証明を必要とする土地」を追加した

いというものであります。

提案理由として、本委員会では、非農地証明について平成26年5月の総会において標記処理要領を制定し、登記簿上の地目が農地（田・畑）であるが現況が農地法で規定される農地に該当しない土地について、所有者からの願出に基づき、事務処理要領の要件に該当した場合は非農地証明を行っています。

今回、市〇〇課より市が昭和45年頃道路を整備する目的で取得した土地について、民間事業者に貸借することになり、農業委員会からの非農地証明が必要との事で非農地証明願が提出されました。

通常、地方公共団体が道路等整備する目的で取得した農地については、農地法の許可不要要件第4条第1項又は第5条第1項の『地方公共団体がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるものの敷地に供するためその区域内にある農地を農地以外のものにする場合』に該当し、許可を得ないで取得しています。また、地目変更登記も行っていないため登記簿上の地目は農地のままとなっており、現況は道路・駐車場・宅地として利用されている状況です。

しかし、現行の非農地証明事務処理要領にはそのような場合の規定がないため、非農地証明ができるように条文の追加をしたいというものです。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

議案の説明が終わりました。議案第5号について、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

会長

意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号「非農地証明事務処理要領の一部改正について」、原案どおり設定することにご異議ございませんか

(異議なし)

会長

異議なしと認めます。よって議案第5号は承認されました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会長

次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について12件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の10ページをお開きください。

議案第 6 号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号 1 番です。土地につきましては、○○町にあります、田 1 筆畠 1 筆 7, 436 m²です。昭和 45 年頃道路整備のために武雄市が取得した。現在は、建物、道路、駐車場として使用している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 6 号に該当するものであります。

申請番号 2 番につきまして、土地は○○町にあります、畠 1 筆 223 m²です。昭和 20 年に家を建て、地目変更しないまま現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものであります。

続いて申請番号 3 番です。土地は○○町にあります、畠 1 筆 354 m²です。昭和初期より耕作不能となり、雑木の庭になっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

申請番号 4 番、土地は○○町にあります、田 2 筆 1, 349 m²です。20 年前より耕作がされておらず、小作の作り手もない。もう一つは、平成 14 年頃、みかん栽培をやめて杉を植林した。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

申請番号 5 番、土地は○○町にあります、畠 2 筆 1, 670 m²です。一つは、分筆前の土地が道路拡張で買収され、その際に倉庫も一部該当していた為、平成 11 年の分筆後に農業用倉庫を建築したもの。もう一つは、平成 14 年頃、みかん栽培をやめて杉を植林した。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものであります。

申請番号 6 番、土地は○○町にある田 3 筆 465 m²です。後継者がおらず、昭和 50 年頃から耕作していないため、雑木林状態になっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

続いて申請番号 7 番です。土地は○○町にあります、畠 2 筆 2, 074 m²です。亡き父が平成 18 年頃より体調を崩し耕作できなくなってから現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

申請番号 8 番につきまして、土地は○○町にあります、畠 2 筆 683 m²です。少なくとも 60 年間は農地として利用していない。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

続いて申請番号 9 番です。土地は○○町にあります、畠 1 筆 80 m²です。平成 10 年に住宅を建築し現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものであります。

申請番号 10 番、土地は○○町にあります、畠 1 筆 434 m²です。もともと耕作をしていなかったが、10 年位前の大雪により畠が分断され、当該地への出入りもしなくなったため、雑木や竹が生い茂っている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

申請番号 11 番、土地は○○町にあります、畠 1 筆 424 m²です。昭和 62 年 7 月に父が亡くなってから耕作しなくなった。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

申請番号 12 番、土地は○○町にある畠 1 筆 173 m²です。以前はミカン

を耕作していたが、平成 15 年ごろから耕作しておらず、竹が生い茂っている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第 6 号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けながら質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第 6 号、12 件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。
よって、議案第 6 号 武雄市非農地証明 12 件について原案どおり証明することに決しました。

《議案第 7 号 特例農地の指定について》

会長 次に議案第 7 号を議題といたします。特例農地の指定について 1 件の指定申請書が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号について説明いたします。議案書の 13 ページをご覧ください。
申請番号 1 番です。番号 1 番：○○町の畠 5 箍面積は 910 m²、これは、武雄市空き家・空き地バンクに登録された空き家・空き地に付随する農地等で、現に全部若しくは一部が遊休化しているもの又は近い将来遊休化する可能性があるもの。となっています。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。

会長 それでは、意見も無いようですので、議案第7号の質疑をとどめます。
議案第7号、特例農地の1件の指定申請について、申請通り指定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。議案第7号、特例農地の1件の指定申請につきましては、原案どおり特例農地として指定することに決しました。

————《報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について》————

会長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」説明します。議案書の14ページをご覧ください。
番号1番、○○町の畠1筆、155m²です。昭和56年4月ごろに農業用倉庫を建てていた。ということで始末書添付で届出が出ております。事務局からの説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会長 特にないようですので、報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

—————《閉　　会》—————

会　長　　それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和4年12月の農業委員会総会を終わります。